

令和6年度 第2回 龍ヶ崎市国民健康保険運営協議会

日 時：令和6年8月19日（月）
午後1時30分から午後3時まで
場 所：龍ヶ崎市役所5階全員協議会室

次 第

1．開 会

2．議 事

（1）令和6年度国民健康保険税の本算定結果について

（2）龍ヶ崎市国民健康保険条例の一部改正（案）について

3．その他

4．閉 会

令和6年度 第2回
龍ヶ崎市国民健康保険運営協議会

日 時：令和6年8月19日（月）

午後1時30分から午後3時まで

場 所：龍ヶ崎市役所5階全員協議会室

議 事

(1) 令和6年度国民健康保険税の本算定結果について

① 調定額・被保険者数

区分	令和5年度	令和6年度	比較（令和6年度－令和5年度）
調定額	1,317,811,400円	1,469,122,400円	+ 151,311,000円
応能割率	55.29%	54.60%	－
応益割率	44.71%	45.40%	－
被保険者数	16,636人	16,147人	▲ 489人
世帯数	10,943世帯	10,948世帯	+ 5世帯
1人あたりの課税額※	79,214円	90,984円	+ 11,770円

※ 1人あたりの課税額 = 調定額 ÷ 被保険者数

② 令和6年度予算額・収納（見込）額

区分	予算額	（調定額）	収納（見込）額※	比較（収納（見込）額－予算額）
医療給付費分	886,247,000円	（ 921,320,300円 ）	871,569,004円	▲ 14,677,996円
後期高齢者支援金分	404,407,000円	（ 421,984,800円 ）	399,197,621円	▲ 5,209,379円
介護納付金分	123,242,000円	（ 125,817,300円 ）	119,023,166円	▲ 4,218,834円
合計	1,413,896,000円	（1,469,122,400円）	1,389,789,791円	▲ 24,106,209円

※ 収入見込額 = 令和6年度調定額 × 94.6%（令和5年度収納率）

議 事

(1) 令和6年度国民健康保険税の本算定結果について

③ 限度額超過世帯数

区分	令和5年度	令和6年度	比較（令和6年度－令和5年度）
医療給付費分	56世帯	86世帯	+ 30世帯
後期高齢者支援金分	115世帯	141世帯	+ 26世帯
介護納付金分	53世帯	84世帯	+ 31世帯

④ 法定軽減（7・5・2割軽減）該当世帯数

区分	7割軽減世帯数			5割軽減世帯数			2割軽減世帯数			合計		
	令和5年度	令和6年度	増減	令和5年度	令和6年度	増減	令和5年度	令和6年度	増減	令和5年度	令和6年度	増減
医療給付費分 ・後期高齢者 支援金分	2,816	2,996	+180	1,401	1,303	▲ 98	1,378	1,352	▲ 26	5,595	5,651	+ 56
介護納付金分	1,172	1,196	+ 24	523	481	▲ 42	460	438	▲ 22	2,155	2,115	▲ 40

議 事

(2) 龍ヶ崎市国民健康保険条例の一部改正（案）について

マイナンバーカードと保険証の一体化に関連する「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」の一部が令和6年12月2日に施行されることから、市国民健康保険条例についても所要の改正を行うもの（令和6年9月議会上程予定）。

改正内容

以下のとおり、被保険者証の発行の廃止に伴い、本条例中における「被保険者証」の文言削除等の条項の整理を行うもの。

改正後	改正前
第22条 市は、世帯主が法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。	第22条 市は、世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

添付資料

別紙「龍ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例について」新旧対照表

そ の 他

(1) 次回運営協議会予定

開催月	議事・報告内容
令和7年1～2月	【議事】 令和6年度の国民健康保険事業特別会計の収支見込状況（令和7年度国民健康保険事業納付金の状況含む） 【報告】 被保険者証の発行廃止に伴う規則・要綱等の改正 など

❗ 開催月及び議事・報告内容は変更する可能性があります。

議案第 号

龍ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
龍ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。
令和6年 月 日提出

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例
龍ヶ崎市国民健康保険条例（昭和53年龍ヶ崎市条例第2号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第22条 市は、世帯主が法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。	第22条 市は、世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第 号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

【令和6年度 第2回 国民健康保険運営協議会における事前質問に対する回答】

●議事（1）令和6年度国民健康保険税の本算定結果について

		質 問		回 答
		該当ページ	質問内容	
1	【1ページ】 調定額・被保険者数について		①世帯数が微増にもかかわらず被保険者数が3%近く減少しているが単純に1世帯あたりの被保険者数（扶養人数）が減ったと認識してよいか	当市全体の人口動態でも同様の傾向があり、人口減少の傾向にあるなか、ほぼ毎月世帯数の増加が見られております。これについては、高齢者の単独世帯化や外国人の方の転入が主な要因とされており、国保の被保険者数の減少と加入世帯数の増加に少なからず影響が出た結果と考えております。
			②今後も上記傾向が進むと考えてよいか	上記のとおり、当市の人口動態が大きく変わらない限り、現状では今後も国保被保険者・加入世帯数にも今年度のようにその影響が及ぶものと考えております。
			③来年度以降も1人あたり課税額の上昇率（14.86%）が継続するのか	1人あたりの課税額の上昇については、今年度の税率改正によるものであるため、来年度以降は大きな税率改正をしない限り、毎年度上昇することはないものと考えております。 ただし、令和8年度から「子ども・子育て支援金」が保険税に上乘せされる影響が考えられます。
			④上昇率を抑える施策はないのか	今年度に税率改正を行いました。茨城県における「保険料水準の統一化」の実施や国保事業費納付金の変動など、今後の見通しに不透明なところもあります。 当市の状況として、一般会計からの国保特別会計への繰入れが難しい状況のなかでは、保険財政の健全化や、収納部門との対策の協力・連携などに継続的に取り組んでいくほか、さらなる国費の投入など県知事会等を通して要望していくことなどが挙げられます。
			⑤調定額が令和5年度より約15億1000万増額していますが、その内容について	実際には調定額が約1億5千万増額していますが、その内容については、昨年度当運営協議会においてご審議いただいたとおり、令和5年度までの税率のままでは今年度に必要な税収が確保できないことから、税率改正を行った結果によるものです。 令和5年度と同税率で収納額を見込みますと令和6年度の収納見込額が約11億8千万円で、税率改正後の調定額に対する収入見込額は、資料1ページのとおり、約13億9千万円となっていますので、おおむね見込みどおりの改善が図られた調定額・収入額であると考えております。

	質 問		回 答
	該当ページ	質問内容	
2	【1 ページ】 予算額・収納(見込)額について	①直近過去5年の収納率の推移	現年度課税分の国保税の収納率の推移は、令和元年度：93.22%、令和2年度：94.06%、令和3年度：94.12%、令和4年度：94.75%、令和5年度：94.64%と推移しております。
		②今後の収納率の動向(見通し)	今後の収納率については、少なくとも過年度と同程度の水準を保てるよう口座振替の推進をはじめ、収納担当部門と協力・連携を図ってまいります。
3	【2 ページ】 限度超過世帯数について	①限度超過による増収額	後期高齢者支援金分の賦課限度額が2万円増額となりましたので、資料2ページ「③ 限度額超過世帯数」の表中、後期高齢者支援金分の限度額超過世帯数が141世帯であることから、 <u>2万円×141世帯=282万円</u> となります。
		②国保税の被保険者(世帯)の平均所得	令和6年度本算定データから、課税総所得「109億9568万3505円」から割り返した以下の金額となります。 ・1人あたり平均所得： <u>680,974円</u> (=10,995,683,505円 ÷ 16,147人) ・1世帯あたり平均所得： <u>1,004,355円</u> (=10,995,683,505円 ÷ 10,948世帯)
		③国保税の被保険者(世帯)の平均年齢	令和6年8月1日時点のもので、被保険者の平均年齢は <u>54.6歳</u> となり、世帯での平均年齢については算出し得るデータがないため、回答を控えさせていただきます。
4	【2 ページ】 法定軽減世帯数について	①7割軽減世帯数増加の事由	高齢化による年金所得者の増加や、外国人加入者の増加など、所得の少ない、もしくはない被保険者が年々増加していることが要因と考えております。
		②逆に5割軽減世帯数、2割軽減世帯数の減少事由 【内容重複】物価高騰のなか、5割軽減、2割軽減世帯数は令和5年度より減少していることをどう考えているか	軽減基準額の引き上げが行われていますが、給与等の所得水準の上り幅がそれ以上であったこと、また社会保険等の被用者保険の適用拡大により、給与所得者の国保からの脱退などが要因と考えております。

	質 問		回 答
	該当ページ	質問内容	
5	【-】 保険税について	①年収 458 万円※の 4 人家族の 保険税はいくらとなるのか (※令和 4 年度分給与実態調 査(国税庁)による)	<p>4人世帯の前提(40代夫婦(年収は給与収入、夫のみのもの)、子ども(就学児程度)2人の4人世帯として試算)</p> <p>【試算額】 ・年間課税額：<u>494,600円</u></p> <p>【医療給付費分】 ・所得割：$(\text{所得額 } 3,224,000 \text{円} - 430,000 \text{円}) \times 6.30\% = 176,022 \text{円}$ ・均等割：$(\text{均等割額 } 31,500 \text{円} \times 4 \text{人}) - (\text{子ども均等割減額(2人分)} 31,500 \text{円}) = 94,500 \text{円}$ ・医療給付費分計：$270,522 \text{円} \div \underline{270,500 \text{円}}$</p> <p>【後期高齢者支援金分】 ・所得割：$(\text{所得 } 3,224,000 \text{円} - 430,000 \text{円}) \times 3.00\% = 83,820 \text{円}$ ・均等割：$(14,100 \text{円} \times 4 \text{人}) - (\text{子ども均等割減額(2人分)} 14,100 \text{円}) = 42,300 \text{円}$ ・後期高齢者支援金分計：$126,120 \text{円} \div \underline{126,100 \text{円}}$</p> <p>【介護納付金分】 ・所得割 $(\text{所得 } 3,224,000 \text{円} - 430,000 \text{円}) \times 2.50\% = 69,850 \text{円}$ ・均等割：$(14,100 \text{円} \times 2 \text{人}) = 28,200 \text{円}$ ・介護納付金分計：$98,050 \text{円} \div \underline{98,000 \text{円}}$</p>